改正後	改正前
六　認定誘導事業者から認定誘導建築物等又は認定誘導建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定誘導建築物等又は当該認定誘導建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資	（新設）

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法） **第十四条**　法第十五条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする特定目的会社に限る。）に対する出資 二　認定事業者（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する出資 三　認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行う株式会社、合同会社又は特定目的会社（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する出資	（認定事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法） **第十四条**　法第十五条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、専ら認定事業の施行を目的とする認定事業者である特定目的会社に対する出資とする。 （新設） （新設） （新設）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十一条第三項、第三十二条及び第三十六条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（身体検査基準及び航空身体検査証明書） **第六十一条の二**　法第三十一条第三項の国土交通省令で定める身体検査基準及び同条第二項の航空身体検査証明書は、次の表のとおりとする。	（身体検査基準及び航空身体検査証明書） **第六十一条の二**　法第三十一条第三項の国土交通省令で定める身体検査基準及び同条第二項の航空身体検査証明書は、次の表のとおりとする。

資格	身体検査基準
定期運送用操縦士 事業用操縦士 准定期運送用操縦士	第一種	航空身体検査証明書 第一種航空身体検査証明書